

通商・エネルギー・移民関連米大統領令の評価

研究主幹 峰尾 洋一

初日発令の大統領令の中で際立った不法移民対策

通商・エネルギー・不法移民対策の三政策に関する大統領就任初日の大統領令^(注1)数は、通商が1、エネルギーが5、移民問題が9となった。事前のトランプ氏発言から、就任初日の関税発動に注目が集まったが、政権にとっての喫緊の課題は関税より不法移民対策にあったことが確認された。

通商関連の大統領令は関税の即時適用には踏み切らず調査主体に

通商政策に係る大統領令は、多くが調査を指示する内容だ。調査対象は、慢性化する貿易赤字の原因に始まり、対外歳入庁設立、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）を含む既存通商協定の見直し、不公正貿易、通商相手国の為替操作、米企業への域外課税、その他経済安全保障関連など多岐にわたる。対中国は別条項が設けられ、既存協定の実施状況、知財侵害有無の再検証や恒久的通常貿易関係^(注2)見直しなどに係る調査が求められる。調査結果の提出期限は4月1日であり、それまでの全面的な関税強化などの可能性は高くないように見える。一方、大統領令は通商法301条や通商拡大法232条などに係る調査を示唆する内容を含む。第1次トランプ政権ではこうした法令に基づく調査結果を受けて関税が発動された実績がある。今回も調査結果次第では、早い段階での関税発動につながるリスクがある点は注意が必要だ。

エネルギー関連の大統領令は規制緩和の為の法解釈調査に重点

エネルギー政策に係る大統領令は、バイデン政権のクリーンエネルギー支援を問題視し^(注3)、対応として米国に遍く存在する化石燃料や重要鉱物の開発・生産促進を促す内容が一つの軸となる。具体的には、前政権による規則や組織の改廃、関連業務見直し、許認可の簡素化、環境評価見直しなどが命じられている。また、前政権政策によりエネルギー価格が上昇し、敵対国へのエネルギー依存を余儀なくされているということを経由として緊急事態宣言が行われている。宣言に基づく権限を行使することで、化石燃料などの開発を制限する法律^(注4)の適用緩和の検討が指示されている。実施に際しては訴訟などによる差止めリスクもあるが、まずは事前準備を意図するものと思われる。大統領令の中にIRAやIIJA^(注5)関連の支払停止命令が含まれるが、共和党議員を含む各方面から批判が起き、発令2日後にホワイトハウスから実際の適用に係る説明文書^(注6)が開示されている。

不法移民対策は実施が先行

不法移民対策に係る大統領令では調査よりもアクションを求める内容が多い。まず大統領令の中で南部国境における緊急事態宣言がなされている。宣言で発生する権限に基づき国境の壁建設や国境守備の為の連邦正規軍の派遣が示され、それ以外にも移民法の厳正適用による不法移民の身辺調査強化や国外退去の拡大、自国出身の不法移民受入れを拒む国への制裁、連邦政府の法執行に非協力的な米国内都市への連邦資金交付差止め、不法移民収容施設の拡充、亡命者・難民^(注7)受入れや恩赦の停止・廃止、移民受入れの一時停止などが大統領令に含まれる。中には国内事案に対する軍派遣を始め法的に疑義がある手法も含まれ、法適用根拠の脆弱さ^(注8)に係るリスクをおかしてでも実施を急いだ経緯がうかがわれる。発令後数日の間に、国境への連邦軍派遣や一部都市での不法移民拘束・国外退去の動きも出てきている。一方、2024年以降不法移民流入数は激減しており、更なる削減には不透明さが残る^(注9)。すでに定住している不法移民に関しても、トランプ氏が主張する1,000万人規模の国外退去措置に必要な予算は手当されておらず、今後実態を見極める必要があるだろう。

政策ごとに異なる今後の注目点

通商関連でいうと、大統領令の文中に即時の関税導入の内容は含まれない。一方、2月1日といわれるカナダ・メキシコ・中国向け、更にコロンビアへの関税発動といったトランプ氏の発想や発言は無視できない。エネルギー関連では、前政権の施策などの見直し作業、並びにIRAやIIJAの資金交付停止の広がり注目すべきだ。不法移民対策関連では、既に開始されている施策の進捗、そこから類推される経済へのインパクトや政権への評価を見守ることが肝要となろう。

(注1) : 大統領令 (Executive Order)・大統領覚書 (Executive Memorandum)・大統領布告 (Executive Proclamation)を含む。

(注2) : 現在中国は同関係が適用され最恵国待遇関税率が適用されているが、撤回の場合には税率が大きく引上げとなる。

(注3) : 安定供給阻害・特定産業への支援・起因する物価上昇の消費者転嫁など。保守派 (Project 2025) 政策提言の影響が強い。

(注4) : Endangered Species ActやClean Water Act。

(注5) : インフレ削減法 (Inflation Reduction Act : IRA)、インフラ投資雇用法 (Infrastructure Investment and Jobs Act : IIJA)

(注6) : 電気自動車用充電器などに限定され、それ以外のインフラ関連の拠出は継続されるという内容。

(注7) : 亡命者 (Asylee) は米国入国後に米国移住を申請、難民 (Refugee) は国外で申請し承認後に米国入国する者。

(注8) : 大統領令には、連邦に課された「外国の侵略」から州を守る義務、非常事態宣言に伴う大統領権限などの根拠が含まれる。

(注9) : キューバ・ハイチ・ニカラグア・ベネズエラ出身者に対する3万人/月上限の恩赦による受入れの仕組みが廃止されるため、その部分の減少効果は期待できる。

(執筆者プロフィール)

峰尾 洋一 (Yoichi Mineo)

Mineo-Y@marubeni.com

研究主幹

研究分野：米国全般

丸紅入社後、財務部、米国会社を経て、2017～23年ワシントン事務所長。2024年から丸紅経済研究所にて、米国政治経済を中心に分析、論説を行う。慶応大学商学部卒業。

株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。